

元号に関する取り扱いについて

改元日(今年5月1日)以降に施行する文書から「令和元年」と表記します。

それ以外の被保険者証、高齢受給者証及び適用除外申請書用紙などは一括改正を行わず、更新時や旧様式の在庫使い切り時に、様式を更新させていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

5月1日より「令和」表記の申請書等がHPにてアップされますが、お持ちの申請書類等が「平成31年」のままでも構いません。また、二重線で「令和」に訂正しお使いいただいても有効な申請書類とさせていただきます。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。